許可

特殊車両通行

申請書 新規 (

認定

令和 🛑 年 10 月 1 日

通行開始日 令和 年 11 月 日 年 日 通行終了日 令和 3 月 31

000

AAA007

8トン貨物自動車

車名及び型式

住所 東京都江戸川区中央1-4-1

会社名・氏名 建設江戸川

代表取締役 代表者名 江戸川 太郎

TEL 03-5662-1884

担当者名 江戸 次郎 TEL 03-5662-1884

事業区分

دابل ملت	幅		高さ		長さ	
積載 貨物	200	cm	200	cm	200	cm
200	品名	建設機械				

軸種数

車種区分

車両番号

足立あ***1

他

他

台

台

重	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ	
両	40,000 kg	— cm	— cm	– kg	650 cm	
諸元	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重	
	235 cm	330 cm	— cm	– kg	— kg	

通行区分 往復) 片道 通行経路数 経路

		更新	又は変更終	E 緯	
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		

許可証 特殊車両通行 認定書

土施道 号 上記の通り 許可 する。ただし、別紙の条件に従うこと。 月 日

許可証 自: 年 目 の有効期限 認定書 月 日

道路管理者

- 1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
- 2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
- 3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。 4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
- 5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を 得なければならない。
- 6. 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。
- 〔Ⅱ〕審査請求又は処分の取消しの訴え

この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取つた日の翌日から起算して3か月以内に江戸川区に、審査請求することができる(なお、本証を受け取つた日の翌日から起算して 3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。)。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取つた日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、江戸川区を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、本証を受け取つた日又は裁決の送達を受けた日の翌日から 起算して6か月以内であつても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができな